〇〇営農組合農業機械及び格納庫等運営管理規程

（総則）

第１条　組合が事業目的達成のため導入した農業機械（以下「機械」という。）及び格納庫等の管理運営については、この規程の定めるところによる。

（責任者）

第２条　組合が所有する機械、格納庫等については、組合長が管理責任にあたる。

２　組合に専任のオペレーターを置き、機械の運転にあたる。

（運営計画の樹立）

第３条　組合は年間栽培計画に基づき、機械の効率的な利用を図るため、事業実施に先立ってこれらの整備、保管及び組合員の利用申込みによる運行計画を具体的に樹立するものとする。

（利用の方法）

第４条　トラクター、コンバインを利用して行う作業は次のとおりとし、運行計画に従いオペレーターが運転にあたる。

(1) 耕起、整地、畦塗、播種、肥料散布、草刈（野菜を含む）

(2) 収穫作業

２　組合が所有する機械については、運行計画に基づき貸し付けることができる。

３　準組合員が使用できる機械については、原則として次の機械とする。これに該当しない場合は、役員会にて協議する。

（運行及び利用料金）

第５条　機械の利用は、組合が計画した第３条の運行計画に基づき利用し、利用料金は別に総会で定める利用料金により、作業日報に基づく実績から計算し、徴収するものとする。

（機械の整備）

第６条　オペレーターは、機械を常に正常な状態に整備し、機械係はこれを管理する。

（作業日報及び燃料受払簿）

第７条　オペレーターは、機械１台ごとに作業日報を常時備え付けるものとする。

２　作業日報はオペレーターの責任において毎日の作業状況（稼働の実績、修理整備使用材、燃料等を含む。）を的確に記載しなければならない。

（修理整備台帳）

第８条　組合は機械ごとに修理整備台帳を備え付け、作業日報等により、修理整備の内容を記載するものとする。

　　　附　則

１　本規程は　　年　　月　　日から施行する。